

仕様書

1 概要

本仕様書は、各警察署において、更新申請等窓口で使用する複写器の仕様を定めたものであり、その性能については、本仕様書に示す諸機能を備えているほか、明記されない事項で当該機器の利用に際して当然必要な事項についても完備するものとする。

2 設置場所

別紙、機器明細表のとおり

3 設置期限

令和8年12月31日まで

4 賃貸借期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日までの60箇月とする。

5 台数

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 運転免許窓口用複写機 | 15台 |
| (2) プリンタドライバーを記録した電磁的記録媒体 | 1個 |

6 設置機器の性能等

設置する機器は、別添2の仕様書のとおりとする。

7 機器の保守

設置する機器の保守に関する仕様は、別添3「保守に関する仕様書」のとおりとする。

8 契約上の条件

(1) 導入作業

ア 機器の納入、設置、調整、試運転等の環境設定は、令和8年12月31日までに完了すること。

イ 機器設置等に当たっては、各警察署の担当者と打合せを行うこと。

ウ 導入に伴う発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に従い、適切に処理すること。

(2) シールの貼付

機器には、リース期間及び契約者の所有物であることを明記したシールを貼付すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

別紙

機 器 明 細 表

- 1 機器の名称
運転免許窓口用複写機
- 2 機器の規格
別添 2 仕様書のとおり
- 3 複写機を使用する場所、数量
下表のとおり

	所 属 名	所 在 地	台 数
1	山形警察署	山形市松山一丁目 1－23	1
2	上山警察署	上山市矢来三丁目 7－50	1
3	天童警察署	天童市糠塚二丁目 4－1	1
4	寒河江警察署	寒河江市大字西根字上川原228－1	1
5	村山警察署	村山市中央一丁目 2－5	1
6	尾花沢警察署	尾花沢市横町二丁目 4－1	1
7	新庄警察署	新庄市大字松本822番地	1
8	庄内警察署	東田川郡庄内町余目字滑石 8－1	1
9	酒田警察署	酒田市上安町一丁目 1－1	1
10	鶴岡警察署	鶴岡市道形町20－40	1
11	長井警察署	長井市小出3743－3	1
12	小国警察署	西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目49	1
13	南陽警察署	南陽市櫛塚1618	1
14	米沢警察署	米沢市城北二丁目 3－19	1
15	山形県総合交通安全 センター	天童市大字高揃1300	1
計			15

別添 2

区 分	仕 様
原稿台	・ 固定方式とする。 ・ A D F（自動原稿送り装置）付き
複写方式	・ デジタル印刷方式とする。
処理時間	・ 原稿読み取り開始から出力までの処理時間は、<u>8</u> 秒以下とする。
連続複写速度	・ 片面40枚／分以上とする。
複写原稿サイズ	・ 最大A 4 とする。
用紙サイズ	・ A 4 サイズの用紙カセットが内蔵されていること。
	・ A 4 サイズの手差し給紙が可能であること。
給紙量	・ 標準カセットで、普通紙250枚以上とする。（用紙圧 60g/㎡～89g/㎡の場合）
スキャナー機能	・ スキャナー機能を実装していること。
インターフェイス	・ 有線 LAN ポート（1000Base-T/100Base-TX/10Base-T）を有すること。
重量	・ 18 k g 以下とする。
大きさ(突起部含まず)	・ 460（W）×480（D）×470（H）mm以下とする。
電源及び消費電力	・ A C 100 V、最大時1000W以下とする。
その他	・ グリーン購入法適合品とする。

別添 3

保守に関する仕様書

この仕様書は、警察署に設置する「運転免許窓口用複写機」が、円滑かつ正常に使用できるための保守について概要を定めるものである。

第1 一般事項

1 費用負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気、水道等の使用に係る費用は、発注者の負担とする。
- (2) 保守に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 交換部品、機器交換等の費用は、利用者の重大なる過失による障害及び自然災害に起因する障害である場合を除き、受注者が負担する。
- (4) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- (5) 機器の納入、設置、調整及び賃貸借期間満了後の機器の撤去、廃棄処分等に必要な経費は受注者の負担とする。
- (6) 契約機種 of 複写に必要なカートリッジについては、発注者の負担とする。

第2 作業の種類及び内容

1 障害時の保守

機器に障害が発生した場合、障害部位を特定し修理又は部品交換若しくは機器交換並びに調整を行い、機器が正常動作するように回復させること。また、必要に応じ代替機器を準備し、免許事務に間隙を生じさせないようにすること。

2 保守終了時の報告

- (1) 障害時保守の作業を実施した場合は、発注者に対し作業内容を報告すること。
- (2) 報告書の書式は、発注者が特に指示する場合を除き任意の書式とする。

第3 関係法令の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

第4 委託業務従事者の適正な労働条件の確保

受注者は、労働関係法令を遵守し、適正な労働条件で委託業務従事者を雇用しなければならない。